

柏崎市の令和6～8年度の介護保険料の基準額 71,200円(年額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、14段階に分かれます。

所得段階	対象となる方 ^{※6}		調整率	保険料（年額）	
	住民税課税状況				
	世帯 ^{※5}	本人			
第1段階	—	—	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金 ^{※1} 受給者で世帯全員が住民税非課税 本人の課税年金収入額 ^{※2} と算定基準所得額 ^{※3} の合計が82万6,500円以下の方	基準額×0.25	17,800円
第2段階	非課税	非課税	本人の課税年金収入額 ^{※2} と算定基準所得額 ^{※3} の合計が82万6,500円超120万円以下の方	基準額×0.4	28,400円
第3段階			本人の課税年金収入額 ^{※2} と算定基準所得額 ^{※3} の合計が120万円超の方	基準額×0.7	49,800円
第4段階			本人の課税年金収入額 ^{※2} と算定基準所得額 ^{※3} の合計が82万6,500円以下の方	基準額×0.9	64,000円
第5段階	課税	課税	本人の課税年金収入額 ^{※2} と算定基準所得額 ^{※3} の合計が82万6,500円超の方	基準額×1.0	71,200円
第6段階			本人の算定基準所得額 ^{※4} が120万円未満の方	基準額×1.2	85,400円
第7段階			本人の算定基準所得額 ^{※4} が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	92,500円
第8段階			本人の算定基準所得額 ^{※4} が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	106,800円
第9段階			本人の算定基準所得額 ^{※4} が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.65	117,400円
第10段階			本人の算定基準所得額 ^{※4} が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.7	121,000円
第11段階			本人の算定基準所得額 ^{※4} が520万円以上620万円未満の方	基準額×1.8	128,100円
第12段階			本人の算定基準所得額 ^{※4} が620万円以上720万円未満の方	基準額×1.85	131,700円
第13段階			本人の算定基準所得額 ^{※4} が720万円以上800万円未満の方	基準額×1.9	135,200円
第14段階			本人の算定基準所得額 ^{※4} が800万円以上の方	基準額×2.1	149,500円

◎第1段階から第2段階までの介護保険料は軽減されています。

※1 大正5年4月1日以前までに生まれた方で、要件を満たしている方が受けている年金。

※2 公的年金のうち国民年金・厚生年金・共済年金等の課税対象となる年金収入金額。

※3 本人が住民税非課税者の場合

算定基準所得額＝合計所得金額－10万円（合計所得金額に給与所得が含まれる場合）－譲渡所得の特別控除額－公的年金等に係る雑所得額

※4 本人が住民税課税者の場合

算定基準所得額＝合計所得金額－譲渡所得の特別控除額

※5 介護保険料の算定においては、当該年度4月1日時点の住民票の世帯を基準にします。

※6 令和7年度税制改正により、個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額が10万円引き上げられましたが、介護保険制度の安定運営のため、令和8年度の介護保険料算定においては、引き上げ前の算定方法となります（合計所得金額が前年度と変わらなければ令和7年度と同額の保険料）。

●「合計所得金額」とは、税法上の用語で、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額で、所得控除（扶養控除、医療費控除等）、特別控除、譲渡損失等の繰越前の金額を言います。